

「難聴への対応に関する連絡会議」について

平成 29 年 7 月 11 日
令和 5 年 3 月 13 日改正
令和 6 年 3 月 27 日改正

1. 趣旨

- ・ 難聴の方の支援について、関係部局で情報共有を行い、それぞれ対応可能なことを洗い出して施策に反映させていくことにより、難聴への対応を包括的に行える体制を整えることを目的として、課長級で構成される連絡会議を設置する。

2. 構成員

- ・ 厚生労働省医政局総務課長
- ・ 厚生労働省医政局研究開発政策課長
- ・ 厚生労働省健康・生活衛生局健康課長
- ・ 厚生労働省医薬局医療機器審査管理課長
- ・ 厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課長
- ・ 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長
- ・ 厚生労働省老健局総務課長
- ・ 厚生労働省保険局医療課長
- ・ こども家庭庁成育局母子保健課長
- ・ こども家庭庁支援局障害児支援課長

3. オブザーバー

- ・ 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課長

4. 連絡会議の庶務は厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課にて行う。

5. 資料は、厚生労働省のホームページのうち、障害福祉に関するページに掲載する。